

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年11月13日(月)

厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 小林 一哉
課長補佐 亀倉 貴浩
電話 011-709-2311 (内線 3675)

若者雇用促進法に基づく ユースエール認定企業が決定しました

厚生労働省北海道労働局(局長 三富 則江)は、釧路公共職業安定所管内の「太平洋総合コンサルタント株式会社」をユースエール認定企業として認定しました。

「ユースエール認定制度」とは、若者雇用促進法に基づき、若者の雇用・育成に関する一定の基準を満たす優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

ユースエール認定企業に対する認定通知書の交付式を下記のとおり執り行います。

【ユースエール認定企業】

太平洋総合コンサルタント 株式会社

(所在地：釧路市材木町 15 番 5 号)

・ 事業内容：土木建築サービス業

・ 認定通知書交付式：令和5年11月15日(水) 14時00分

「太平洋総合コンサルタント株式会社」内において実施予定です。

※認定通知書交付式当日の取材等については、11月14日(火) 17:00までに下記担当までご連絡下さい。

【連絡先】 ハローワーク釧路 TEL0154-41-1201 (43#) 担当：統括職業指導官 坂下 宣行

※ ユースエール認定制度の認定基準や認定企業の詳しい情報(「PRシート」)については、「若者雇用促進総合サイト」(<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>)に掲載しています。



【認定マーク】